

広島県教育委員会告示第三号

広島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年八月十九日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和五十一年広島県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」と

「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」と
「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」と
「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」と

令和 年 月分」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「平成」を「令和」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第四号から別記様式第六号までの規定中「平成」を「令和」と、「昭和」を「平成」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第七号中「平成」を「令和」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。
別記様式第八号中「平成 年」を「令和 年」と

「昭和 年 月 日」を

「平成 年 月 日」

「昭和 年 月から
平成 年 月まで」を

「平成 年 月から
令和 年 月まで」を「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。
「昭和 年 月から
平成 年 月まで」を「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第九号及び別記様式第十号中「平成」を「令和」と、「昭和」を「平成」と

日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「平成」を「令和」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十二号中「平成 年」を「令和 年」とし、「昭和 年」を「令和 年」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十四号から別記様式第十七号までの規定中「平成」を「令和」とし、「昭和」を「平成」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十八号中「平成」を「令和」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十九号中「平成」を「令和」とし、「昭和」を「平成」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二十号及び別記様式第二十一号中「平成」を「令和」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この教育委員会告示は、公布の日から施行する。